

【健康診断の実施義務等】

	契約形態	正社員	パートタイム労働者					
			○無期契約 ○契約期間が1年以上の有期契約(契約更新により1年以上になる場合を含む)			○契約期間が6月以上1年未満の有期契約(契約更新により6月以上となる場合を含む)		
	週所定労働時間 (対正社員)	1	3/4以上	1/2以上 3/4未満	1/2未満	3/4以上	1/2以上 3/4未満	1/2未満
一般健康診断	雇入時の健康診断	◎	◎	○	△	△		
	定期健康診断 (1年以内に1回)							
	特定業務※1への配置換え時 に行う健康診断					◎	○	△
	特定業務従事者の定期健康 診断(6月以内に1回)					◎	○	△
健康特殊 診断	入社時、有害業務※2への配 置換え時に行う特殊健康診断	特殊健康診断については、契約形態および週所定労働時間によらず、あくまで有害業務に常時従事する場合に健康診断を実施する義務が定められています。						
	定期の特殊健康診断 (6月以内に1回)							

◎：労働安全衛生法を根拠に実施する義務があるもの。

○：法令上の実施義務規定は無いが「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」(平成5年12月1日基発第663号)により実施が望ましいとされているもの。

△：実施根拠規定がないもの。

※1：労働安全衛生規則第13条第1項第2号の業務

(深夜業を含む業務、重量物の取扱い等重激な業務、著しく暑熱な場所における業務、等)

※2：労働安全衛生法施行令第22条第1項の業務

(有機溶剤業務、特定化学物質の取扱い等の業務、放射線業務、石綿等の取扱い等の業務、等)

【健康診断の費用負担等】

(1) 労働安全衛生法に基づき実施される健康診断の費用

労働安全衛生法の義務に基づいて実施される健康診断の費用は、事業者が負担すべきものです。

(2) 一般健康診断の受診時の賃金支払い

受診時に要した時間の賃金は、労使協議により定めるべきものですが、受診に要した時間の賃金は事業者が支払うことが望ましいとされています。

(3) 特殊健康診断の受診時の賃金支払い等

・特殊健康診断は、所定労働時間内に行なわれることが原則です。

・特殊健康診断の実施に要する時間は労働時間と解されるので、時間外に行なわれた場合には、割増賃金を支払わなければなりません。

パートタイム労働に関する法令や雇用管理等に関する情報等は、以下のサイトをご覧ください。

パート労働ポータルサイト
<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

厚生労働省ホームページ(パートタイム労働者の雇用管理の改善のために)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046152.html>